政令第六十三号

公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律第二条第一項第三号の法人を定める政令の一部を改正する政令

内閣は、公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律（平成十二年法律第五十号）第二条第一項第三号の規定に基づき、この政令を制定する。

公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律第二条第一項第三号の法人を定める政令（平成十二年政令第五百二十三号）の一部を次のように改正する。

本則に次の一号を加える。

百十　国立大学法人

附　則

この政令は、公布の日から施行する。

総務大臣　高市　早苗
内閣総理大臣　安倍　晋三

最高検察庁の位置並びに最高検察庁以外の検察庁の名称及び位置を定める政令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和二年三月二十七日

内閣総理大臣　安倍　晋三

政令第六十四号

最高検察庁の位置並びに最高検察庁以外の検察庁の名称及び位置を定める政令の一部を改正する政令

内閣は、検察庁法（昭和二十二年法律第六十一号）第二条第三項の規定に基づき、この政令を制定する。

最高検察庁の位置並びに最高検察庁以外の検察庁の名称及び位置を定める政令（昭和二十二年政令第三十五号）の一部を次のように改正する。

別表第三表青梅簡易裁判所の項中「東京都青梅市」を「東京都立川市」に改め、同表中之条簡易裁判所の項中「群馬県吾妻郡中之条町」を「前橋市」に改め、同表豊中簡易裁判所の項中「豊中市」を「大阪市」に改め、同表浜坂簡易裁判所の項中「兵庫県美方郡新温泉町」を「豊岡市」に改め、同表雲南簡易裁判所の項中「雲南市」を「松江市」に改め、同表別府簡易裁判所の項中「別府市」を「大分市」に改め、同表鰺ヶ沢簡易裁判所の項中「青森県西津軽郡鰺ヶ沢町」を「五所川原市」に改め、同表富良野簡易裁判所の項中「富良野市」を「旭川市」に改め、同表徳島池田簡易裁判所の項中「三好市」を「美馬市」に改める。

附　則

この政令は、令和二年四月一日から施行する。

法務大臣　三好　雅子
内閣総理大臣　安倍　晋三

特定非営利活動促進法施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和二年三月二十七日

内閣総理大臣　安倍　晋三

政令第六十五号

特定非営利活動促進法施行令の一部を改正する政令

内閣は、特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第四十五条第一項第一号ロ及び第二項の規定に基づき、この政令を制定する。

特定非営利活動促進法施行令（平成二十三年政令第三百十九号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項に次のただし書を加える。

ただし、当該事業年度における当該同一の者からの休眠預金等交付金関係助成金（民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律（平成二十八年法律第百一号）第十九条第二項第三号イに規定する民間公益活動を行う団体若しくは同号ロに規定する資金分配団体からの助成金（同法第八条に規定する休眠預金等交付金に係る資金をその原資に含むものに限る。）又は同法第二十一条第一項に規定する指定活用団体からの助成金（同法第八条に規定する休眠預金等交付金に係る資金を原資とするものに限る。）をいう。）の額がある場合は、三千円に当該休眠預金等交付金関係助成金の額の総額を加算した金額とする。

第三条中「とは」を「は」に、「特定非営利活動法人をいう」を「特定非営利活動法人とする」に改める。

第五条第二項第二号中「の合計額」を「その他の内閣府令で定める寄附金の額の合計額」に改める。

第六条第三項中「以降」を「以後」に改める。

第七条中「の」とあるのは「法」を「の」とあるのは「」に改める。

附　則

（施行期日）

1　この政令は、令和二年四月一日から施行する。

（経過措置）

2　この政令の施行前に特定非営利活動促進法第四十四条第一項若しくは第六十三条第一項若しくは第二項の認定の申請又は同法第五十一条第三項の有効期間の更新の申請をした者のこれらの申請に係る認定又は有効期間の更新の基準については、なお従前の例による。

内閣総理大臣　安倍　晋三

警察官の職務に協力援助した者の災害給付に関する法律施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和二年三月二十七日

内閣総理大臣　安倍　晋三

政令第六十六号

警察官の職務に協力援助した者の災害給付に関する法律施行令の一部を改正する政令

内閣は、警察官の職務に協力援助した者の災害給付に関する法律（昭和二十七年法律第二百四十五号）第六条第一項の規定に基づき、この政令を制定する。

警察官の職務に協力援助した者の災害給付に関する法律施行令（昭和二十七年政令第四百二十九号）の一部を次のように改正する。

第五条第二項中「八千八百円」を「八千九百円」に改め、同条第三項中「確定した日」の下に「（附則第三条において単に「事故発生日」という。）」を加える。